

【利用料金表】 平成30年4月1日改正

(円)

区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険サービス	基本料金(1日あたり)	557	625	695	763	829	
	加算(1日あたり)	①日常生活継続支援※1	36				
		②看護体制※2	8				
		③夜勤職員配置※3	13				
		介護職員処遇改善加算	(基本料金+加算①+②+③)×利用日数×8.3%				
1ヵ月合計(31日で算定)	1割負担者	20,614	22,897	25,247	27,530	29,746	
	2割負担者	41,228	45,794	50,494	55,060	59,491	
保険外サービス	食費	利用者負担 第1段階	300	(31日) 9,300	(食費と居住費の自己負担について) 1. 食費と居住費は各段階に応じて、左記の料金(日額費用)を負担していただきます。(ご利用者様の収入に応じて、食費・居住費の軽減を受けることができます。軽減を受けるためには、各市町村へ申請書を提出し、『介護保険負担限度額認定証』の交付を受ける必要があります。) 2. 入院・外泊時において、お部屋を確保している場合には居住費は徴収させていただきます。		
		利用者負担 第2段階	390	(31日) 12,090			
		利用者負担 第3段階	650	(31日) 20,150			
		利用者負担 第4段階	1,380	(31日) 42,780			
	居住費	利用者負担 第1段階	0				
		利用者負担 第2段階	370	(31日) 11,470			
		利用者負担 第3段階	370	(31日) 11,470			
		利用者負担 第4段階	840	(31日) 26,040			
自己負担金合計	利用者負担 第1段階	1割負担者	29,914	32,197	34,547	36,830	39,046
		2割負担者	50,528	55,094	59,794	64,360	68,791
	利用者負担 第2段階	1割負担者	44,174	46,457	48,807	51,090	53,306
		2割負担者	64,788	69,354	74,054	78,620	83,051
	利用者負担 第3段階	1割負担者	52,234	54,517	56,867	59,150	61,366
		2割負担者	72,848	77,414	82,114	86,680	91,111
	利用者負担 第4段階	1割負担者	89,434	91,717	94,067	96,350	98,566
		2割負担者	110,048	114,614	119,314	123,880	128,311

※1 認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
 ※2 看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合
 ※3 夜間帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合

- ☼ 理美容(職員が行う場合は無料)、レクリエーション、クラブ活動、日常生活用品(おむつを除く)の購入にかかる費用は実費となります。
- ☼ 当施設の医師(嘱託)による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれています。それ以外の医療については、他の医療機関による入通院は別途自己負担となります。

◆ 加算(該当があった時点で加算されるもの)

初期加算(1日につき)	30円	入所日から30日間、又は1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日間通常の料金に加算されます。
外泊時費用(1日につき)	246円	外泊や入院時(施設に在所していない日)その翌日から加算されます。(月6日程度)月をまたいで連続した場合は、最長12日間加算。
療養食加算(1日につき)	18円	医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食を提供した場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算(1日につき)	120円	65歳未満で認知症と認められた場合加算されます。

※介護保険サービス費は所得により1割または2割負担となります

介護保険のサービスを受けたときは、原則としてサービス費用の9割または8割が保険給付され、残りの1割または2割が利用者負担となります。

【2割】※次の1.2の両方を満たす方(ただし65歳以上の第1号被保険者のみ)

- 前年の合計所得が160万円以上
- 世帯内の第1号被保険者の合計所得(公的年金収入+年金以外の所得)が346万円以上(単身の場合280万円以上)

【1割】 2割以外の方

※食費・居住費の負担軽減(介護保険負担限度額認定)

【適用要件】

- 市民税非課税世帯(世帯分離した配偶者を含む)に属する方
- 預貯金等の額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方

第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者または、生活保護受給者
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税であって、年金収入額(非課税年金含)と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第4段階(基準費用額)	上記以外の方

※高額サービス費について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。(右表参照)
 1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

《例》 要介護5、利用料段階 第2段階の方の場合(31日利用)

$$(829円 + 36円 + 8円 + 13円) \times 31日 \times 1.083 = 29,746円$$

$$29,746円 - 15,000円 = 14,746円$$

14,746円が高額サービス費で払い戻されます

利用者負担段階	利用者負担上限額
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円